

原子力損害賠償責任保険の諸問題

吉田照雄

シ ュ リ ス ト

一
はしき

1961.10.15 (No. 236)

又は用具を操作する者に対し、被書者へ
の賠償資力を確保する目的の下に國が責
任保険契約の締結を強制することは、自
動車交通や航空事業の分野などで既に内
外にその例を見るところであるが、広範
囲かつ大額の第三者損害の可能性を包蔵す
る原子力事業にあってはかかる賠償資力
力確保の要請は殊に切実である。このた
め、諸外国でも原子力保険制度の整備は
民間資本による原子力の開発・利用を可
能にするための一つの前提条件として最
初から考えられていた。米国では、一九五
四年の原子力法の改正によって原子力事
業の門戸がひらく民間企業に開放される
と直ちに指導的な保険会社役員十名から
成る原子力保険研究委員会が米国原子力
委員会によつて任命され、一九五六六年の
五月には株式保険会社による原子力責任

子力責任保険協会」と、相互保険会社によって構成する同様の機関である「相互保険共同引受け機関（ブール）」である。「原 会社原子力保険ブール」（註）とが設立される運びとなり、これらのブールの発行する原子力責任保険証券はその後一九五七年のいわゆるブライス・アンダーソン修正法によつて米国の原子力災害補償体制の一環に組み込まれることとなつたのである。英國でも一九五六六年八月以来保険会社及びロイズ保険者によつて構成された原子力保険共同引受け機関である「英國原子力保険委員会」が発足し、その提供する原子力責任保険は一九五九年の原子力施設（許可及び保険）法により原子力敷地の被許可者に対し事实上強制化された。その他西ドイツ、スイス、イタリア、フランスをはじめ世界の主要な国々で相次いで原子力保険ブールが結成され、これらのブールはそれぞれの国の政府と協力して原子力災害補償体制の整備

めの準備は既に一九五五年頃から開始されていましたが、一九五七年の春には損害保険業界の内部に原子力保険特別委員会及び専門委員会が設置され、原子力保険約款の起草、ブール規約の制定等の事業に本格的に着手した。その結果、一九六〇年の二月には「原子力損害賠償責任保険」が保険業法所定の手続を経た上で正式に独立の保険種目として誕生し、続いて三月には日本の損害保険会社二十社をすべて網羅する日本原子力保険ブールが設立されて活動を開始した。保険業界におけるこのようないき受け態勢の整備に呼応して、法制面でも昭和三十四年法律第一〇三号及び政令第三七七号により、わゆる原子炉等規制法及び同施行令の改正が行われ、原子炉設置者は原子炉の熱出力に応じ最高五十億円に至る一定の金額まで原子力損害賠償責任保険を付保し又はこれに代るべき損害賠償措置を講ずるよ

大数法則実現の困難性とその対策

原子力責任保険事業の經營を開始するに当つて各國の保險者が直面した共通の問題は通常保険經營の前提である大數法則の実現が原子力の分野では決して容易でないということであった。即ち現段階では付保の対象となる原子力施設の数は極めて限られているし、又その建設に要する莫大な資金や立地条件面での制約を考えれば今後ともその数が事故発生の確率を統計的に確め得るまでに増加するかどうか甚だ疑わしい。このように危険集団を構成すべき付保物件が少數であると、いう困難に加えて、一朝大規模な原子炉

をはかると同時に、またしばしば相集つて国際的な原子力保険会議を開き、共通の問題について意見の交換・調整を行つてゐる。

註1 この相互保険会社のブールはその後改組され、現在では「相互原子力責任保険引受団」と称するブールが相互保険会社の原子力責任保険引受機関となつてゐる。なお現在米国の株式・相互原子力責任保険ブールの引受け能力の合計は一施設につき約六千二百万ドルである。

わが国においても原子力保険引受けの準備は既に一九五五年頃から開始されていたが、一九五七年の春には損害保

う要求されることとなつた。そして更に法体系の一構成要素として採用されるこになつたわけである。

原子力責任保険はしかしながら色々な面で在來の損害保険とは異った特色をもつ新しい保険である。そこで次に、日本に限らず今日世界各国で行われている原子力責任保険に共通したその特殊性ないし問題点といったものを若干ひろい上げてみることにしよう。

事故が起った場合に予想される保険者のてん補責任の額はまさに莫大である。しかも原子力の民間利用の経済性を阻害しないためには、かかる万一の大災害危険を保険料率の中に織り込むことについても明ら局限がある。このような状況の下では、保険契約者から集めた保険料の蓄積が一回の大事故による損害を賄い得るに至るまでには多くの年月を要し、その間原子力保険の経営はきわめて不安定なものとならざるを得ない。このような問題を前にし、しかも他方原子力平和利用の推進のために一刻も早く原子力保険の引受態勢を整備する必要に迫られた各国の保険者がとった方策は大別して次の三つであった。

イ プール組織の採用

大数法則が働く状態のままで巨額の責任を保険者が負担しなければならないのが原子力保険のいわば宿命であるとすれば、これを當むためには特別の経営形態が必要である。即ちそれは、一方において準備金の積立がまだ不十分なうちに不幸大災害が発生したときの打撃を出来るだけ多数の保険者の上に分散できるものであると同時に、また出来るだけ多額の保険需要を消化するために一国の保険業界の引受け能力を総動員できるようなものでなければならぬ。既に紹介した各國の原子力保険プールはこのような二重の目的に応えるものとして生れたもので

ある。

ロ 危険の国際的分散・交換

付保の対象となるべき原子炉施設の数は一国の内部だけでは所詮限られたものであるが、世界中の原子炉を寄せ集めればそれは相当の数になるはずである。従って若し各国の原子力保険プールが互いに自国で受けた危険を他のプールに再保険し合うならば、保険者の原子力保険経営の基盤は世界的規模にまで拡大され、そこには大数法則の働き得る余地が多少とも生れてくる。又このような再保険交換は重大な原子力事故によりその保険者が蒙る打撃を緩和する手段でもある。このような理由が、巨額の責任を消化する必要性とあいまって、再保険技術を原子力保険に不可欠のものとした。現在原子力保険は海上保険、航空保険などとともに最も国際性の強い保険種目の一つということができ、日本の原子力保険プールでも今日既に米国と英國のプールから再保険の形でこれらの国の原子炉の保険を引き受けている。

ハ 準備金の長期積立

例えば火災保険や自動車保険のように無数の付保物件を擁する保険種目と異り、原子力保険のように付保の対象が少數でしかも一件当たりの潜在的損害額が巨額な種目については通常の方法で一年間に損益を計画することは明らかに不当である。即ち原子力保険にあっては、或る

年の収入保険料から支払保険金、所要経費、未経過保険料等を差し引いた残額をもって直ちにその年度の利益とみなすことは適当でなく、収入保険料のかなり大きい部分を将来起るかも知れぬ異常な災害のための準備金としてあらかじめ控除し、これを長期間に亘り累積的に積み立てておくことが要請される。これは、短期的には望み得ない大数法則の実現を長期的に可能にするための技術ともいうことができる。日本原子力保険プールでは現在毎年その收受する原子力損害賠償責任保険料の五割を異常危険準備金として積み立てており、これに対しても税法上非課税の特別措置がとられている。

Ⅰ 総てん補責任限度額の設定と 非自動復元の原則

各国の原子力責任保険が採用している共通の原則の一つとして、保険金額がいわゆる総てん補責任限度額 (Aggregate Limit of Liability) として定められ、事故の結果保険金の支払が行われても保険金額の自動復元 (automatic reinstatement) が行われないことをあげることができる。これをいま少し詳しく説明すると、一般の第三者賠償責任保険では通常の途中で一つの事故が起り五億円の保険金額が一事故につきいくらと限定されただけで、保険期間中にもし複数の事故が起れば保険者はその都度何回でも保険金額まで責任を負う（従って保険金額

の自動復元が行われる）のが原則であるのに對し（註2）原子力責任保険では特定の原子炉施設について保険者の負うことのあるべきてん補責任が事故の回数の如何を問わず総額で一定額に抑えられ、もし事故によて保険金の支払が行われたときはその分だけ爾後の保険金額が減少し、保険金額はもとに復さないのを原則とする。この場合、被保険者側からかりに保険金額復元の対価として追加保険料が提供されても保険者としては復元に応ずる義務がない。しかも更に重要なことは、たとえ保険契約が満期更新されても（現在多くの国の原子力保険者は保険期間を一年毎に区切って引受けの方式をとっている）、右に述べた総てん補責任限度額だけは更新されることなく、各契約年度に共通した一個の保険金額として一貫して適用されてゆくという事実である。これを具体例によって説明してみると、イ ここに或る原子炉につき最初保険金額を五十億円と定めて発足した原子力責任保険契約があつた場合、もし初年度の途中で一つの事故が起り五億円の保険金が支払われたとすると、その支払日以降この契約の保険金額は四十五億円に減少するが、この残存保険金額はこの年度の契約が満了し更新された後も引き続かれ、一年目契約の保険金額として承継されてゆく。即ち契約の更新によつて保険金額が五十億円にもどることはないのであ

る。

口 ところで、原子力損害といふものは事故が発生後或る期間を経てはじめて顕在化する場合が少くないから、保険者は当該保険期間中の事故に起因する損害である限りはたとい保険期間が満了した後でも何年間かはてん補の責に任ずるのが通常である（わが国では後述の通り事故発生後十年間）。従つて右の場合初年度の保険者は契約満期後も依然四十五億円の潜在的責任を負っているわけであるが、この四十五億円は二年目契約の保険金額である四十五億円と別個の存在ではなく、両者は実は一個の共通の保険金額であることに注意する必要がある。従つて二年目契約の保険期間中に偶々前記の初年度の事故に基くてん補損害が更に三億円ふえたとする、爾後は四十二億円が兩年度に共通する残存保険金額ということになるわけである。

ハ この共通関係を更に明瞭にするために、三年目に入つて新しい第二の事故が起り、十億円の保険金が支払われたと想定しよう。これによつて三年目契約の保険金額は当然三十二億円に減少するが、この保険金額は初年度契約の残存保険金額とも共通関係にあるから、第一回の事故に基き今後現れるべき遅発性損害の額が充當できる金額も同時に三十億円に減少する結果になる。このように、原子力責任保険では後年度に起つた

リスト

1961.10.15 (No. 236)

事故がそれ以前の契約年度の保険金額に遅及的影響を与えるという特質があるのである。

以上説明したような関係は、わが国の現行の原子力損害賠償責任保険普通保険約款第四条の中で、次のような文言によって表現されている。

「保険証券記載の原子力災害に対する保険金額をもつて、この保険契約およびこの保険契約に継続するすべての保険契約もしくはこの保険契約によって継続されたすべての保険契約を通ずる当会社の総保険責任限度額とし、当会社がこれらをしてん補責任を原子力の分野では敢えて負担しているのが多かれ少なかれ各國に通した実情である。このような現状ではいかねない保険金額復元主義をとることに一般的の責任保険のように保険金額を一事故につきいくらと限定してみたとしても、原子力損害の特質上一体どの事故に起因する損害であるか明瞭には識別しづらい場合があるということである。即ち或る原子炉で二回以上事故があつた場合二度目の事故以後に発現する損害の中には、そのいずれかの事故に起因する

註2 但しわざわら生産物責任保険(Products Liability)の場合は例外で、この場合には保険期間中に支払われる保険金の総額を全体として一定額に限定するのが普通である。

ところで、それでは何故に原子力保険ではこのよう厳格な総てん補責任限度額の制度が採られたのかというと、これは大きく言って三つの理由があるといふ。まず第一に、保険者は原子力開発に伴う緊急の保険需要に応じるために、準備金の蓄積の全く無い状態のままで巨額

の原子力責任保険を引き受ける必要に迫られた。このためには保険者は必要な準備金が形成されるまでの間、とりあえずその株主資本を担保に原子力保険の営業を行はなければならない（他の保険種目の準備金を流用することはそれらの種目の被保険者の利益を脅かすことになるので好ましくない）。しかも被保険者保護という國家的要請に応じるために、保険者は普通ならば自己の勘定では引き受けないような巨額の責任を原子力の分野では敢えて負担しているのが多かれ少なかれ各國に通じた実情である。このよう現状では保険者として結果的に無制限の責任を負う保険者にとって、いかねない保険金額復元主義をとることに一般的の責任保険のように保険金額を一事故につきいくらと限定してみたとしても、原子力損害の特質上一体どの事故に起因する損害であるか明瞭には識別しづらい場合があるということである。即ち或る原子炉で二回以上事故があつた場合二度目の事故以後に発現する損害の中には、そのいずれかの事故に起因する

ことは推定できてもそのいずれの事故が真因であるかを確定し難いケースが考えられるのである。そしてこれらの事故の中には、そのいずれかの事故に起因するものは大規模な事故であつて保険金額の全額が既に支払われてしまつたような場合には、その後に顕在化する損害はとくに他の事故の結果であるとして

処理され勝ちな危険性のあることも保険者としては無視できない。第三に、保険金額を大きく費消するような大事故を起した原子炉、或いは何回も繰返し事故を起すような原子炉はその設計、建設または運転に何かしら問題があると考えべきで、このよだ炉に対しても場合により閉鎖の措置がとられるが、或いはたとえ操業の継続をみとめるとしてもそれはその欠陥について十分な調査がなされ事故再発のおそれが除去された後でのことであろう。一般的責任保険における保険金額自動復元主義は被保険者の事業が事故の発生にもかかわらず依然として引き続き営まれる場合には確かに有意義な方法であるが、原子力事業の場合には事故が発生後もそのまま操業が継続することはむしろ例外的であると考えられ、保険金額を即時復元しなければならぬ必要性はさほど切実とは言いたい。

しかしながら以上述べたことは必ずしも保険者が常に保険金額の復元に応じないことを意味するわけではなく、具体的な事情の如何によって実際に復元の行われる場合も十分に考えられる。ただそのためには若干の条件、例えば事故を起した原子炉に対しこれを事实上別の炉とみなしうるまでに根本的な改善措置がとらえられること、前回の事故による被害のうち未発現の部分の総額についておおよその推定が可能であること、復元の対価とし

ての保険料は復元当時の田畠の事情を勘案した上で新規の原子炉に対するものとして算定されること、等の前提条件がみたされが必要であるうと思われる。

(三) 保険需要の累積化防止のための措置

原子力責任保険の最大の需要者は勿論原子炉その他原子力施設の事業者であるが、しかしこれ以外の人々でも原子力災害の結果損害賠償責任を追求されるおそれのある限り保険による保護を需要する可能性はある。例えば原子力施設の設計・建設・運転・管理・修理等に関連して設備・資材・燃料・役務等を提供する者が、その納品や役務の瑕疵に起因する原子力災害について一般公衆又は原子力事業者に対し賠償責任を負担する可能性があるとすれば、これらの者は巨額の賠償金支払によって倒産する危険から免れるためにどうしても原子力責任保険の付保を考えざるを得ない。尤も当該国の法律が当該施設から生ずる原子力損害に対する賠償責任を既に一人の原子力事業者の上に完全に集中しており、それは直接にも間接にも一切責任を負わされる可能性がないという場合には、保険需要はこの原子力事業者だけから起り、その他の者はすべて付保の必要性から解放されるので問題はない。しかし国によ

てはかような法律が未だ存在しない、又はまだ施行段階に至っていない場合もあるし、又そのような法律があつても右に述べたような完全な責任集中が行われない場合もある（例えばわが国の今回の原子力損害賠償法では責任を一旦は原子力事業者に集中しているが、その後で故意又は過失ある第三者に対する求償の可能性を残しているので完全な意味での責任性を有していない）。このような場合に、直接被害者からの賠償請求又は原子力事業者からの求償の危険にさらされる色々な立場の人々（その数は下請業者や個々の資材・部品のメーカーまで入れるとおびただしいものになり得る）からいざれも巨額の原子力責任保険が競って申込まれる可能性があり、保険者としては萬一原子力災害が生じた場合にそのてん補責任の総額がいかなる規模に達するのか把握が困難となる。これでは原子力保険の経営は事実上不可能になってしまふので、保険者としては何等かの方法により保険需要者を一ヶ所に集中し、それ以降業者や個々の部品・資材の供給者が一軒嫁条項を挿入するということは必ずしも常に期待できることではないし、又下請業者や個々の部品・資材の供給者が一つのようない特約を結ぶことは事実上不可能である。そこで次に執られる方法は、原子力責任保険の被保険者の範囲を原子力事業者以外の者にまで拡大し、当該原素炉の事故によって第三者賠償責任を負担するおそれのある関係者をすべて自動的に共同被保険者とすることである。これによつてこれら関係者は個々に責任保険を付する必要がなくなるわけで、この

イ 計約責任の担保

原子炉の建設・運転に関連して原子力事業者が各種の物品や役務の供給者と契約の中には、当該原子炉の事故の結

果供給者が第三者に対して負担することあるべき賠償責任は被供給者である原子力事業者が肩代りして負担する旨の条項（いわゆる Hold Harmless Clause の一効果）が含まれていることが多いが、原子力損害賠償法ではこのように本来は他人が負うべき法律上の損害賠償責任を被保険者が肩代りして負担した場合にもてん補の対象とするのが一般的である（わが国の現行原子力責任保険約款第七条六号但書参照）。これによつてこれらの供給者は、被供給者の国（法律）が責任集中の原則を採用していると否とを問はず、供給契約の中に右のような条項を入れておきさえすればかかる第三者賠償責任に対して自ら保険を付する必要を免れることになる。

ロ 被保険者の範囲の拡張

しかし供給契約の中に右のような責任転嫁条項を挿入するということは必ずしも常に期待できることではないし、又下請業者や個々の部品・資材の供給者が一原因を作った第三者に対する原子力事業者の求償権をみとめているとすれば、かかる第三者は求償権の行使による損害に備えるためやはり保険による保護を求めてくる可能性がある。そこでこれに対処する方法として原子力事業者はその保険契約に基いて保険金の支払を受けるための前提条件として、少くとも保険者が支払われる金額に関する限りは他人に對し彼が有する求償権を使用しない旨をあらかじめ保険契約の中で取りきめておくことが行われる（註3）。保険金請求権を放棄してまで他人の責任を追求しよう

ような方法は共同被保険者とされる関係者の範囲に多少の広狭はある、法による責任集中が行われる以前の段階ではどの国（法律）の原子力保険ブールでも採用する方法である。わが国の原子力責任保険でも、設置もしくは運営に關係する者（これを約款では「事業関係者」と呼んでいる）により被保険者の範囲をひろく「施設の今まで拡張することになっている。

ハ 保険てん補の条件としての求償権の放棄

被保険者の範囲を拡張するという措置は原子力損害に対する賠償責任自体が法律によって原子力事業者に集中されてしまふが、しかしこの法律が事故に対する真の原因を作った第三者に対する原子力事業者の求償権をみとめているとすれば、かかる第三者は求償権の行使による損害に備えるためやはり保険による保護を求めてくる可能性がある。そこでこれに対処する方法として原子力事業者はその保険契約に基いて保険金の支払を受けるための前提条件として、少くとも保険者が支払われる金額に関する限りは他人に對し彼が有する求償権を使用しない旨をあらかじめ保険契約の中で取りきめておくことが行われる（註3）。保険金請求権を放棄してまで他人の責任を追求しよう

という原子力事業者は事実上存在しないであろうから、原子力事業者の締結した保険契約の中にこのような条項が含まれることはその他の者が個々別々に責任保険の手配をする必要性を事実上消滅させることになるのである。

第3章の趣旨の規定は我が国の現行普通保険約款第十八条二項にも規定される。

が、この現行の規定は求償権放棄の相手方が事業関係者に限られてることと、故意による損害の場合には求償の可能性性を残していることとの二点においてなお不徹底な面をもつて居るので、日本原子力保険ブルーでは近くこの規定を改正し、いかなる他人に対しても、又理由のいかんを問わず求償権行使しないことをもつてん補の条件とする予定である。

三 日本の原子力責任保険 の担保範囲

わが国の現行の原子力損害賠償責任保険約款をここに逐条的に紹介することは到底紙数が許さないが、少くともこの保険ではどのような危険が担保されており又何が除外されているかについてここで若干説明を加えておくことは、今後この保険の約款を読む人々のために理解の助けになるかと思う。

この保険でてん補される損害とは、被

保険者（即ち原子力事業者）が、保険証券記載の施設において保険期間中に発生した事故により、人の身体に障害（死亡を含む）を与えた又は物を滅失・き損・汚損したことなどを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害である。これを更に詳しく説明すると、イ　この保険でん補される損害は必ずしもいわゆる原子力損害に限らない。例えば原子炉における火災や爆発が放射能汚染を併発した場合、この保険は放射能とは無関係に火災又は爆発のみによつて第三者が受けた損害の部分に対する賠償責任もてん補する。のみならず原子力災害を全く伴わぬ事故によつて被保険者が負った賠償責任もやはりてん補するのである。このような立場をとつたのは、実際に生じた損害についてそれが原子力危険に起因するものか否かの判定が困難な場合があるうることを考慮したためで、この点ではこの保険のてん補範囲は今回の法律によつて原子力事業者が負う責任の範囲よりも更に広いものになつていふ。但し、原子力災害以外の災害（約款ではこれを一般災害と呼んでいる）にもとづく保険金の支払によつて法が原子力災害につき要求する損害賠償措置額が侵されることを防ぐために、この保険の保険金額は原子力災害と一般災害とに別々にこれを定めることになつてい

三 日本の原子力責任保険の担保範囲

券記載の施設において保険期間中に発生した事故により、人の身体に障害（死亡を含む）を与えた又は物を滅失・き損・汚損したことなどを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害である。これを更に詳しく説明すると、イ この保険でてん補される損害は必ずしもいわゆる原子力損害に限らない。例えば原子炉における火災や爆発が放射能汚染を併発した場合、この保険は放射能とは無関係に火災又は爆発のみによって第三者が受けた損害の部分に対する賠償責任もてん補する。のみならず原子力災害を全く伴わぬ事故によって被保険者が負った賠償責任もやはりてん補するのである。このような立場をとつたのは、実際に生じた損害についてそれが原子力危険に起因するものか否かの判定が困難な場合があることを考慮したため、この点ではこの保険のてん補範囲は今回の法律によって原子力事業者が負う責任の範囲よりも更に広いものになつている。但し、原子力災害以外の災害（約款ではこれを一般災害と呼んでいる）にもとづく保険金の支払によって法が原子力災害につき要求する損害賠償措置額が侵されることは防ぐために、この保険の保険金額は原子力災害と一般災害とに別々にこれを定めることになつてい

口 被保険者が負担した賠償責任が、それがの保険でん補されるためには、当該施設で発生した何等かの「事故」に起因していなくてはならない。ここでいう「事故」という概念は必ずしもいわゆる交通事故のように時間的に特定しうる突發的な出来事だけを意味するわけではなく、時間的に或る程度継続した事故状態をも含む概念として用いられているが、しかし、それにせよ何等かの意味で異常な瑕疵ある状態（例えば損壊・故障・操作の過誤等）が当該施設に発生し、それが原因で第三者損害が発生した場合にこの保険が効動するのであって、施設自体には何の異常もなく、運転も所定の基準に従つて終始正常な状態で行われていただにもかかわらず、時とともに周辺の住民が被害を訴えるようになったという場合は、いわゆる正常運転による損害として国家補償の対象となる。なお何故この保険が「事故」の介在をでん補の要件としたかといふと、一つには事故という概念が保険者の責任の発生点を時間的・空間的に確定するための客観的な基準を提供するものとして損害保険制度の一つの重要な構成要素となつてゐるからであり、又一つには何の事故もないのに損害が発生するという可能性は当該原子炉の設置・運転の許可基準自体に何等かの欠陥があつた場合以外には考えられず、従つて万一このような損害が生じた場合に

口 被保険者が負担した賠償責任がこの保険でん補されるためには、それが起因していなくてはならない。ここでい当該施設で発生した何等かの「事故」に

う「事故」という概念は必ずしもいわゆる交通事故のように時間的に特定しうる突發的な出来事だけを意味するわけではなく、時間的に或る程度継続した事故状態をも含む概念として用いられているが、しかしいずれにせよ何等かの意味で異常な瑕疵ある状態（例えは損壊、故障・操作の過誤等）が当該施設に発生し、それが原因で第三者損害が発生した場合にこの保険が発動するのであって、施設自体には何の異常もなく、運転も所定の基準に従つて終始正常な状態で行われていたにもかかわらず、時とともに周辺の住民が被害を訴えるようになつたという場合は、いわゆる正常運転による損害として国家補償の対象となる。なお何故この保険が「事故」の介在をでん補の要件としたかといふと、一つには事故という概念が保険者の責任の発生点を時間的・空間的に確定するための客観的な基準を

ハ 被保険者が負う賠償責任は、付保施設において生じた事故により第三者が実際に身体障害又は物の滅失・き損・汚損を蒙つたことを理由とする責任でなければならぬ。換言すれば、事故の結果実際に放射能汚染を受けぬ近接町村の地価が下落したとか、その近隣の観光收入が減少したとか、或いは付近の住民が汚染を免れるべく避難する際に出費を要したというような損害はこの保険によるでん補の範囲外である。この種の損害に対する責任は原子力事業者はそもそも賠償責任を負担しないのではないかと考えられるが（原子力損害賠償法第三条一項及び第二条二項参照）、かりにこの点について異なる解釈が採られたとしても、限られた保険金額を被害者救済のため出来るだけ重点的に活用するという見地から、少くとも保険面ではかかる間接的な損害を考慮の外に置くことはやむを得ない措置と思われる。

(二) 免責危險

ハ 被保険者が負う賠償責任は、付保施設において生じた事故により第三者が実際に身体障害又は物の滅失・き損・汚損を蒙ったことを理由とする責任でなければならない。換言すれば、事故の結果実際に放射能汚染を受けぬ近接町村の地価が下落したとか、その近県の観光収入が減少したとか、或いは付近の住民が汚染を免れるべく避難する際に出費を要したというような損害はこの保険によてん補の範囲外である。この種の損害に対しては原子力事業者はそもそも賠償責任自体を負担しないのではないかと考えられるが（原子力損害賠償法第三条一項及び第二条二項参照）、かりにこの点について異なる解釈が採られたとしても、限られた保険金額を被害者救済のため出来るだけ重点的に活用するという見地から、少くとも保険面ではかかる間接的な損害を考慮の外に置くことはやむを得ない措置と思われる。

がやはり若干ある。以下これらのうち原
子力損害に關係のあるものについて簡単
に説明する。

**イ 被保険者の故意に起因する賠償責
任……公序良俗の見地から来る免責条項
で、商法第六四一条とほぼ同趣旨の規定
であるが、商法の規定では惡意と重過失
がいづれも保険免責の事由とされている
のに対し、この約款では故意だけを免責
事由として掲げ、少くとも重過失につい
ては保険者がてん補の責に任ずる意志を
表明している点に注意すべきである。**

**ロ 戰争・内乱・地震・噴火等に起因
する賠償責任……民間保険として通常引
き受けることの難しい保険であるため免
責としたものであるが、これらの事由が
「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」
に該当する場合には事業者の責任自体が
発生しないことになる。なお地震・噴
火により事業者が万一責任を負ったとき
は国家補償が適用される。**

**ハ 戦争用具の製造・使用等に起因す
る賠償責任……原子力の平和利用とい
う大原則に協力する目的で引き受けられる
保険であるところから、かかる目的に背
反する軍事利用の危険を免責としたもの
である。**

**ニ 洪水・高潮・台風・暴風雨等の風
水災……原子炉の立地条件の如何により
危険度に大差があるので一應普通約款で
は除外してあるが、別に風水災害損保**

特約条項を準備し需要に応ずる途を開
いてある。

**木 被保険者と第三者との間の特約に
よる加重責任……被保険者がその本来法
律上負うべき賠償責任以上の責任を第三
者と協定の上負担した場合に、その加重
された部分を免責とする趣旨である。但
し原子力災害について本來は第三者が負
担すべき法律上の賠償責任を被保険者が
肩代りして負担する場合だけは、前述の
責任集中の見地からこの保険でてん補す
ることとしている。**

**ヘ 被保険者が所有・使用・管理する
物の損壊につき、その物に対し正当な權
利をもつ者に対し負担する賠償責任……
被保険者が賃借中の他人の物が事故の結
果返還不能になったような場合と、他人
に賃貸中の被保険者の物が損害を受けた
結果その他の人の権利が害されたような場
合との二種の責任が考えられるが、これ
らはいづれも被保険者が施設外に在る一
般の第三者に対して負担する不法行為責
任とはやや質を異にし、むしろ施設内の
物を対象とする財産保険の一部として引
き受けることが適當と考えられたため除
外されたものである。**

**ト 被保険者の使用者が業務に従事中
に被った身体障害に起因する賠償責任：
：労働者災害補償保険との競合を避ける
ための規定である。**

チ 施設の正常運転に起因する損害：

…前述の通りこの保険は何等かの事故の
介在をてん補の要件とするから正常運転
に起因する損害は本来担保範囲の外にあ
るはずであるが、事故という言葉の解釈
をめぐって紛議の起る場合に備え、念の
ため明文の免責規定を置いたものであ
る。

**リ 施設外へ又は施設外から輸送中の
放射性物質に生じた事故に起因する賠償
責任……この種の危険は固定した原子炉
の危険とは質的に異なるものを含んでい
るので、この保険からは一応除外した上、
別途国内輸送の場合は「運送危険担保
約条項」により、国際輸送の場合は目下
準備中の「原子力輸送賠償責任保険」に
より、それぞれ別に保険金額を定めて引
き受けられる予定である。**

**ヌ 事故発生日から十年経過後被保険
者に請求を行った者に対する賠償責任：
：原子力責任保険は、原子力損害特に人
の身体障害の遲発性に對処しうるよう、**

（筆者・東京海上外国部火災再保険課）
…やしらも保険期間中に発生した事故に
起因する限り、保険期間満了後相当の長
年月を経てから請求を行ってきた被害者
に対する賠償責任でもこれをてん補する
というたてまえをとる必要がある。しか
し他面このことはその間保険者として當
該契約年度に対する原子力保険の収支を
最終的には確定できぬことを意味し、又

…長い間の間には通貨価値の下落によ
り最初受取った保険料が不十分な対価と化
してしまおそれもある。そこでわが國
の保険約款ではこのような両面の事情を
考慮し、保険經營上耐え得る最長の期間
として事故後十年間は保険者の責任を存
続させることとしたものである。この期
間の経過後賠償請求の行われた原子力損
害に対しては國家補償が適用される。